



鳥取県公報

平成 21 年 12 月 22 日(火)
号外第 135 号

毎週火・金曜日発行

目 次

◇ 人委規則	平成 17 年改正条例附則第 15 項の人事委員会規則で定める職員を定める規則 (34) (給与課) 2
	公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の職員が職員団体の役員として 専ら従事することができる期間の特例を定める規則の一部を改正する規則 (35) (任用課) 3
	管理職手当に関する規則の一部を改正する規則 (36) (給与課) 4
	住居手当に関する規則の一部を改正する規則 (37) (〃) 10
	職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する 規則の一部を改正する規則 (38) (〃) 13
	平成 18 年改正条例附則第 7 条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則 (39) (〃) 15
	職員の給与に関する条例別表第 2 の備考 2 等の規定に基づく給料月額調整に関する 規則の一部を改正する規則 (40) (〃) 19

人事委員会規則

平成17年改正条例附則第15項の人事委員会規則で定める職員を定める規則をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第34号

平成17年改正条例附則第15項の人事委員会規則で定める職員を定める規則

平成17年改正条例附則第15項の人事委員会規則で定める職務の級及び号給を定める規則（平成20年鳥取県人事委員会規則第35号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号）附則第15項の規定に基づき、主任等の切替えに伴う経過措置を受ける職員であって行政職給料表以外の各給料表の適用を受けるもののうち、当該経過措置に係る給料月額に同項に定める割合を乗じられることとなるものを定めるものとする。

（行政職5級以下職員に対応する職員）

第2条 職務の級及び号給が行政職5級以下職員に対応するものとして人事委員会規則で定める職員は、次の表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、当該適用を受ける給料表の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める級及び号給のものとする。

公安職給料表	4級1号給から6級85号給まで
教育職給料表(1)	2級25号給から特2級109号給まで
教育職給料表(2)	2級37号給から特2級109号給まで
研究職給料表	2級25号給から3級101号給まで
医療職給料表(1)	1級13号給から4級53号給まで
医療職給料表(2)	3級5号給から5級85号給まで
医療職給料表(3)	3級5号給から5級93号給まで
海事職給料表	3級1号給から4級89号給まで

（行政職6级以上職員に対応する職員）

第3条 職務の級及び号給が行政職6级以上職員に対応するものとして人事委員会規則で定める職員は、次の表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、当該適用を受ける給料表の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職務の級及び号給のものとする。

公安職給料表	7級1号給から9級37号給まで
教育職給料表(1)	3級1号給から4級49号給まで
教育職給料表(2)	3級1号給から4級49号給まで
研究職給料表	4級1号給から5級65号給まで
医療職給料表(2)	6級1号給から7級45号給まで
医療職給料表(3)	6級1号給から7級53号給まで
海事職給料表	5級1号給から73号給まで

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第35号

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例を定める規則の一部を改正する規則

公平委員会の事務を鳥取県に委託している地方公共団体の職員が職員団体の役員として専ら従事することができる期間の特例を定める規則（平成21年鳥取県人事委員会規則第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改 正 後		改 正 前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
委託団体	期間	委託団体	期間
若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、 <u>日吉津村</u> 、南部町、江府町、鳥取県町村職員退職手当組合、鳥取県町村消防災害補償組合、米子市日吉津村中学校組合、鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取県西部広域行政管理組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合及び南部箕蚊屋広域連合	7年	若桜町、智頭町、八頭町、三朝町、湯梨浜町、琴浦町、北栄町、南部町、江府町、鳥取県町村職員退職手当組合、鳥取県町村消防災害補償組合、米子市日吉津村中学校組合、鳥取県東部広域行政管理組合、鳥取県西部広域行政管理組合、南部町・伯耆町清掃施設管理組合及び南部箕蚊屋広域連合	7年
略		略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

		規模高等 学校以外 の学校の 事務長				
特別支援 学校	校長（学級の数 が40以上である 学校の校長に限 る。）	3種		特別支援 学校	校長（人事委員 会が承認したも のに限る。）	4種 （人事 委員会 が別に 承認し た場合 にあっ ては3 種）
	校長（学級の数 が12以上40未 満である学校又 は分校若しくは 寄宿舎を置く学 校の校長に限 る。）	4種				
	略				略	
	校長 教頭（ <u>学級の数 が12以上である 学校又は分校若 しくは寄宿舎を 置く学校の教頭 （教頭の職を占 める職員が2人 以上ある場合 は、それらの者 のうち第1教頭 に限る。）</u> に限 る。）	5種			校長 教頭（ <u>人事委員 会が承認したも のに限る。）</u>	5種
	略				略	
	事務長（人事 委員会 が承認 したも のに限 る。）	学級の数 が40以上 である学 校の事務 長	3種	事務長（人事委 員会が承認した ものに限る。）	3種又 は4種	
学級の数 が12以上 40未 満で ある学 校又 は分校 若しく は寄 宿舎を 置く学 校の 事務長		4種				
学級の数		5種				

			が12未満であり、かつ、分校又は寄宿舎を置かない学校の事務長					
市町村 立学校	中学校	校長（学級の数 が17以上である 学校の校長に限 る。）	3種	市町村 立学校	中学校 小学校	校長（人事委員 会が承認したも のに限る。）	4種 （人事 委員会 が別に 承認し た場合 にあっ ては3 種）	
		校長（学級の数 が11以上17未満 である学校の校 長に限る。）	4種					
		副校長	特4種					
		校長 教頭（学級の数 が11以上である 学校の教頭に限 る。）	5種					
		教頭	7種					
	小学校	校長（学級の数 が20以上である 学校の校長に限 る。）	3種	副校長	特4種			
		校長（学級の数 が14以上20未満 である学校の校 長に限る。）	4種					
		校長 教頭（学級の数 が14以上である 学校の教頭に限 る。）	5種					
		教頭	7種					
	特別支援学校	校長（学級の数 が40以上である 学校の校長に限 る。）	3種	校長 教頭（人事委員 会が承認したも のに限る。）	5種			
校長（学級の数 が12以上40未満 である学校又は 分校若しくは寄		4種						
						教頭	7種	
						特別支援学校	校長（人事委員 会が承認したも のに限る。）	4種 （人事 委員会 が別に 承認し た場合 にあっ ては3

教育職給料表(2)	4級	4種	57,500円	54,300円
		5種	49,200円	46,600円
	3級	3種	64,000円	50,700円
		4種	56,100円	44,400円
		特4種	48,700円	40,300円
		5種	48,000円	38,100円
		6種	47,200円	37,300円
		7種	40,100円	31,700円
研究職給料表	5級	1種	121,000円	92,000円
		2種	96,800円	73,700円
	4級	2種	83,900円	62,300円
		3種	67,100円	49,900円
		4種	58,700円	43,600円
医療職給料表(1)	4級	1種	132,900円	111,800円
		2種	106,200円	89,500円
	3級	3種	85,000円	71,600円
		2種	99,200円	75,400円
		3種	79,300円	60,300円
医療職給料表(2)	7級	2種	82,000円	69,800円
		3種	65,600円	55,900円
	6級	3種	62,200円	49,300円
		4種	54,500円	43,100円
医療職給料表(3)	7級	2種	82,600円	70,900円
		3種	66,200円	56,800円
	6級	3種	64,900円	49,800円
		4種	56,800円	43,600円
		5種	48,700円	37,300円
海事職給料表	5級	4種	60,700円	46,700円

備考 「再任用職員」とは、給与条例第4条第11項に規定する再任用職員をいう。

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。ただし、第1条の規定は、公布の日から施行する。

住居手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第37号

住居手当に関する規則の一部を改正する規則

住居手当に関する規則（昭和49年鳥取県人事委員会規則第33号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には、当該移動条（以下「削除条」という。）を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（適用除外職員）</p> <p>第2条 条例第9条の5第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） <u>職員の扶養親族たる者（条例第8条に規定する扶養親族で条例第9条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅及び職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この号において同じ。）</u>、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅並びに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p>	<p>（適用除外職員）</p> <p>第2条 条例第9条の5第1項第1号の人事委員会規則で定める職員は、次に掲げる職員とする。</p> <p>（1）及び（2） 略</p> <p>（3） <u>配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u>、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者（<u>条例第8条に規定する扶養親族で条例第9条第1項の規定による届出がされている者に限る。以下同じ。）</u>）以外のものが所有し、又は借り受け、居住している住宅及び次条第2号に掲げる住宅並びに人事委員会がこれらに準ずると認める住宅の全部又は一部を借り受けて当該住宅に居住している職員</p> <p>（職員的所有に係る住宅に準ずる住宅）</p> <p>第3条 条例第9条の5第1項第2号の人事委員会規則で定める住宅は、次の各号に掲げる住宅とする。</p> <p>（1） <u>職員が所有権の移転を一定期間留保する契約により購入した住宅</u></p> <p>（2） <u>職員の扶養親族たる者が所有する住宅又はその者が前号に規定する契約により購入した住宅</u></p> <p>（3） <u>その他人事委員会が定める住宅</u></p> <p>（職員以外の当該住宅の新築者等）</p>

(配偶者が居住するための住宅から除く住宅)

第3条 条例第9条の5第1項第2号の人事委員会規則で定める住宅は、第2条第1号及び第3号に規定する住宅並びに同条第2号に規定する職員宿舍とする。

(権衡職員の範囲)

第4条 条例第9条の5第1項第2号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当の支給に関する規則(平成2年鳥取県人事委員会規則第1号)第5条第2項に該当する職員で、同項第2号に規定する満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転(条例第10条第5項に規定する国家公務員等から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する職員派遣後職務に復帰した職員にあつては当該復帰)の直前の住居であった住宅(県が設置する公舎並びに前条に規定する住宅及び職員宿舍を除く。)又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。

第3条の2 条例第9条の5第1項第2号の人事委員会規則で定める者は、次の各号に掲げる住宅の区分に応じ、当該各号に掲げる者とする。

(1) 前条第2号に掲げる住宅 当該扶養親族たる者

(2) 前条第3号に掲げる住宅のうち人事委員会
が定める住宅 人事委員会が定める者

(世帯主)

第4条 条例第9条の5第1項第2号の世帯主とは、主としてその収入によって世帯の生計を支えている職員をいう。この場合において、職員又はその扶養親族たる者と職員の配偶者又は1親等の血族若しくは姻族である者(以下「配偶者等」という。)とが共有している住宅(人事委員会がこれに準ずると認める住宅を含む。)に当該職員と当該配偶者等とが同居しているときは、これらの同居している者全員で一の世帯を構成しているものとする。

(配偶者が居住するための住宅から除く住宅)

第4条の2 条例第9条の5第1項第3号の人事委員会規則で定める住宅は、第2条第1号及び第3号に規定する住宅並びに同条第2号に規定する職員宿舍とする。

(権衡職員の範囲)

第4条の3 条例第9条の5第1項第3号の人事委員会規則で定める職員は、単身赴任手当の支給に関する規則(平成2年鳥取県人事委員会規則第1号)第5条第2項に該当する職員で、同項第2号に規定する満18歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある子が居住するための住宅として、同号に規定する異動又は公署の移転(条例第10条第5項に規定する国家公務員等から人事交流等により引き続き条例の適用を受ける職員となった者にあつては当該適用、公益的法人等派遣条例第2条第3項第1号に規定する職員派遣後職務に復帰した職員にあつては当該復帰)の直前の住居であった住宅(県が設置する公舎並びに前条に規定する住宅及び職員宿舍を除く。)又はこれに準ずるものとして人事委員会の定める住宅を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃を支払っているものとする。

第5条 削除

<p>(届出)</p> <p><u>第5条</u> 新たに条例第9条の5第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、人事委員会が定める様式の住居届により、その居住の実情を速やかに任命権者(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、<u>家賃の額等</u>に変更があった場合についても、同様とする。</p> <p>(確認及び決定)</p> <p><u>第6条</u> 略</p> <p>(家賃の算定の基準)</p> <p><u>第7条</u> <u>第5条</u>の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、任命権者は、人事委員会の定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。</p> <p>(支給の始期及び終期)</p> <p><u>第8条</u> 住居手当の支給は、職員が新たに条例第9条の5第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、<u>第5条</u>の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(事後の確認)</p> <p><u>第9条</u> 略</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第10条</u> 略</p>	<p>(届出)</p> <p><u>第6条</u> 新たに条例第9条の5第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、人事委員会が定める様式の住居届により、その居住の実情、<u>住宅の所有関係等</u>を速やかに任命権者(その委任を受けた者を含む。以下同じ。)に届け出なければならない。住居手当を受けている職員の居住する住宅、<u>家賃の額、住宅の所有関係等</u>に変更があった場合についても、同様とする。</p> <p>(確認及び決定)</p> <p><u>第7条</u> 略</p> <p>(家賃の算定の基準)</p> <p><u>第8条</u> <u>第6条</u>の規定による届出に係る職員が家賃と食費等を併せ支払っている場合において、家賃の額が明確でないときは、任命権者は、人事委員会の定める基準に従い、家賃の額に相当する額を算定するものとする。</p> <p>(支給の始期及び終期)</p> <p><u>第9条</u> 住居手当の支給は、職員が新たに条例第9条の5第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、<u>第6条</u>の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。</p> <p>2 略</p> <p>(事後の確認)</p> <p><u>第10条</u> 略</p> <p>(雑則)</p> <p><u>第11条</u> 略</p>
-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第38号

職員の勤務時間、休暇等に関する規則及び県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前												
<p>(特別休暇)</p> <p>第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(12)の3 <u>12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u>(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</td> <td style="text-align: center;">一の年において5日を超えない範囲内とその都度必要と認める期間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	略		(12)の3 <u>12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u> (配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日を超えない範囲内とその都度必要と認める期間	略		<p>(特別休暇)</p> <p>第16条 条例第16条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に掲げる期間とする。</p> <table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(12)の3 <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u>(配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合</td> <td style="text-align: center;">一の年において5日を超えない範囲内とその都度必要と認める期間</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">略</td> <td></td> </tr> </table>	略		(12)の3 <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> (配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日を超えない範囲内とその都度必要と認める期間	略	
略													
(12)の3 <u>12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u> (配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日を超えない範囲内とその都度必要と認める期間												
略													
略													
(12)の3 <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> (配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日を超えない範囲内とその都度必要と認める期間												
略													

(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する規則(平成6年鳥取県人事委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分を同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に</p>	<p>(特別休暇)</p> <p>第15条 条例第14条第1項の人事委員会規則で定める場合は、次の表の左欄に掲げる場合とし、同条第2項の人事委員会規則で定める期間は、同表の右欄に</p>

掲げる期間とする。		掲げる期間とする。	
略		略	
(12)の3 <u>12歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u> (配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日を超えない範囲内でのその都度必要と認める期間	(12)の3 <u>小学校就学の始期に達するまでの子</u> (配偶者の子を含む。)を養育する職員が、その子の看護(負傷し、又は疾病にかかったその子の世話をを行うことをいう。)のため勤務しないことが相当であると認められる場合	一の年において5日を超えない範囲内でのその都度必要と認める期間
略		略	

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第39号

平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則の一部を改正する規則

平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動項等」という。）に対応する同表の改正後の欄中項及び号の表示に下線が引かれた項及び号（以下「移動後項等」という。）が存在する場合には、当該移動項等を当該移動後項等とし、移動後項等に対応する移動項等が存在しない場合には、当該移動後項等（以下「追加項等」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（項の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（項の表示及び追加項等を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前				
<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(14) <u>行政職5級以下職員</u> 平成18年改正条例附則第7条第1項に規定する行政職5級以下職員をいう。</p> <p>(15) <u>行政職6級以上職員</u> 平成18年改正条例附則第7条第1項に規定する行政職6級以上職員をいう。</p> <p>(平成18年改正条例附則第7条第1項の人事委員会規則で定める職員等)</p> <p>第3条 平成18年改正条例附則第7条第1項の行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職5級以下職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるもの（以下「行政職5級以下対応職員」という。）は、次の表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、当該適用を受ける給料表の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職務の級及び号給のものとする。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 2px solid black;">公安職給料表</td> <td style="border: 2px solid black;">4級1号給から6級85号給まで</td> </tr> <tr> <td style="border: 2px solid black;">教育職給料表</td> <td style="border: 2px solid black;">2級25号給から特2級109号給まで</td> </tr> </table>	公安職給料表	4級1号給から6級85号給まで	教育職給料表	2級25号給から特2級109号給まで	<p>(定義)</p> <p>第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(13) 略</p> <p>(平成18年改正条例附則第7条第1項の人事委員会規則で定める職務の級及び号給等)</p> <p>第3条 平成18年改正条例附則第7条第1項の人事委員会規則で定める職務の級及び号給は、職員の旅費等に関する条例施行規則（昭和45年鳥取県人事委員会規則第25号）第15条第2項の規定により、行政職給料表による3級から9級までの職務の級及び号給とみなして同条第1項の規定の適用を受ける職員の職務の級及び号給とする。</p>
公安職給料表	4級1号給から6級85号給まで				
教育職給料表	2級25号給から特2級109号給まで				

(1)	
教育職給料表	2級37号給から特2級109号給まで
(2)	
研究職給料表	2級25号給から3級101号給まで
医療職給料表	1級13号給から4級53号給まで
(1)	
医療職給料表	3級5号給から5級85号給まで
(2)	
医療職給料表	3級5号給から5級93号給まで
(3)	
海事職給料表	3級1号給から4級89号給まで

2 平成18年改正条例附則第7条第1項の行政職給料表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が行政職6級以上職員に対応するものとして人事委員会規則で定めるもの(以下「行政職6級以上対応職員」という。)は、次の表の左欄に掲げる給料表の適用を受ける職員のうち、当該適用を受ける給料表の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める職務の級及び号給のものとする。

公安職給料表	7級1号給から9級37号給まで
教育職給料表	3級1号給から4級49号給まで
(1)	
教育職給料表	3級1号給から4級49号給まで
(2)	
研究職給料表	4級1号給から5級65号給まで
医療職給料表	6級1号給から7級45号給まで
(2)	
医療職給料表	6級1号給から7級53号給まで
(3)	
海事職給料表	5級1号給から73号給まで

3 略

(平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料の支給)

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。)を除く。)であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(行政職5級以下職員及び行政職5級以下対応職員にあっては当該額に1,000分の965(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割

2 略

(平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料の支給)

第4条 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、切替日以降に次の各号に掲げる場合に該当することとなった職員(当該各号の2以上の号に掲げる場合に該当することとなった職員(人事委員会の定めるこれに準ずる職員を含む。次項において「特定職員」という。)を除く。)であって、その者の受ける給料月額が当該各号の区分に応じ当該各号に定める額(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が3級以上であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級及び号給が前条第1項に規定する職務の級及び号

合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)とし、行政職6級以上職員及び行政職6級以上対応職員にあっては当該額に1,000分の936(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)とする。)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。

(1)~(9) 略

- 2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額(行政職5級以下職員及び行政職5級以下対応職員にあっては当該額に1,000分の965(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)とし、行政職6級以上職員及び行政職6級以上対応職員にあっては当該額に1,000分の936(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合)を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)とする。)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。

(平成18年改正条例附則第7条第3項の規定による給料の支給)

第5条 人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(行政職5級以下職員及び行政職5級以下対応職員にあっては当該額に1,000分の965(他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、

給であるもの(以下「行政職3級以上相当職員」という。)にあっては、当該額に1,000分の965を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。

(1)~(9) 略

- 2 切替日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員のうち、特定職員であって、その者の受ける給料月額が人事委員会の定める額(行政職3級以上相当職員にあっては、当該額に1,000分の965を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額)に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第2項の規定による給料として支給する。

(平成18年改正条例附則第7条第3項の規定による給料の支給)

第5条 人事交流等職員(当該人事交流等職員となった日以降に前条第1項各号に掲げる場合に該当することとなった職員を除く。)であって、その者の受ける給料月額がその者が切替日の前日に人事交流等職員となったものとした場合に同日において受けることとなる給料月額に相当する額(行政職3級以上相当職員にあっては当該額に1,000分の965を乗じて得た額(その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じた

<p><u>その割合</u>）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とし、<u>行政職6級以上職員及び行政職6級以上対応職員</u>にあっては当該額に1,000分の936（他の職員との権衡上必要と認められる限度において人事委員会が別に定める場合は、その割合）を乗じて得た額（その額に50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）とする。ただし、人事委員会の定める職員にあっては人事委員会の定める額とする。）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第3項の規定による給料として支給する。</p> <p>2 略</p>	<p>ときはこれを100円に切り上げた額）とし、人事委員会の定める職員にあっては人事委員会の定める額とする。）に達しないこととなるものには、その差額に相当する額を、平成18年改正条例附則第7条第3項の規定による給料として支給する。</p> <p>2 略</p>
--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。

職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成21年12月22日

鳥取県人事委員会委員長 曾 我 紀 厚

鳥取県人事委員会規則第40号

職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則の一部を改正する規則

職員の給与に関する条例別表第2の備考2等の規定に基づく給料月額調整に関する規則（平成20年鳥取県人事委員会規則第34号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動条」という。）に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条（以下「移動後条」という。）が存在する場合には、当該移動条を当該移動後条とし、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には、当該移動後条（以下「追加条」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（条の表示を除く。以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（条の表示、追加条及び別表の細目の表示を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

次の表の改正後の欄中別表の細目の表示に下線が引かれた別表の細目を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。）別表第2の備考2、別表第3アの備考2、同表イの備考2、別表第4の備考2、別表第5アの備考2、同表イの備考2、<u>同表ウの備考2若しくは別表第6の備考2</u>、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成17年鳥取県条例第109号。以下「平成17年改正給与条例」という。）附則第15項、職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成18年鳥取県条例第43号。以下「平成18年改正給与条例」という。）附則第7条又は平成18年改正条例附則第7条の規定による給料に関する規則（平成18年鳥取県人事委員会規則第14号。以下「規則」という。）第4条若しくは第5条の規定に基づき、給料表に定める給料月額等に1,000分の965又は1,000分の936を乗じて得た額を給料月額とすると他の職員との権衡を失することとなる場合における給料月額の調整に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（条例別表第2の備考2等に基づく給料月額調整）</p>	<p>（趣旨）</p> <p>第1条 この規則は、職員の給与に関する条例（昭和26年鳥取県条例第3号。以下「条例」という。）別表第2の備考2、別表第3アの備考2、同表イの備考2、別表第4の備考2、別表第5アの備考2、同表イの備考2 <u>及び同表ウの備考2</u>の規定に基づき、給料表に定める給料月額に1,000分の965を乗じて得た額を給料月額とすると他の職員との権衡を失することとなる場合における給料月額の調整に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>（条例別表第2の備考2等に基づく給料月額調整）</p>

第2条 条例別表第2から別表第6までの給料表の適用を受ける職員（再任用職員以外の職員に限る。）であって、その職務の級及び号給がその者に適用される給料表の別に応じ、別表のアからクまでの職務の級欄及び号給欄に掲げる職務の級及び号給であるものの給料表に定める給料月額に乘じる割合は、当該職務の級及び号給の区分に応じ、それぞれ別表の割合欄に定める割合とする。

2 略

（平成17年改正給与条例附則第15項の人事委員会が別に定める割合等）

第3条 次の各号のいずれかに該当する職員であって、その職務の級及び号給がその者に適用される給料表の別に応じ、別表のアからクまでの職務の級欄及び号給欄に掲げる職務の級及び号給であるものの平成17年改正給与条例附則第15項、平成18年改正給与条例附則第7条又は規則第4条若しくは第5条の規定の適用については、これらの規定中「1,000分の965」又は「1,000分の936」とあるのは、当該職務の級及び号給の区分に応じ、それぞれ同表の割合欄に定める割合とする。

- （1）平成17年改正給与条例附則第15項の規定の適用を受ける職員
- （2）平成18年改正給与条例附則第7条の規定の適用を受ける職員
- （3）規則第4条又は第5条の規定の適用を受ける職員

（この規則により難しい場合の措置）

第4条 略

別表（第2条関係）

ア 公安職給料表

職務の級	号給	割合
4 級	略	
	120号給	10,000分の9,659
7 級	21号給	10,000分の9,367
	22号給	10,000分の9,370
	23号給	10,000分の9,371
	24号給	10,000分の9,372
	25号給	10,000分の9,375
	26号給	10,000分の9,375
	27号給	10,000分の9,376
	28号給	10,000分の9,377

第2条 条例別表第2から別表第5までの給料表の適用を受ける職員（再任用職員以外の職員に限る。）であって、その職務の級及び号給がその者に適用される給料表の別に応じ、別表のアからキまでの職務の級欄及び号給欄に掲げる職務の級及び号給であるものの給料表に定める給料月額に乘じる割合は、当該職務の級及び号給の区分に応じ、それぞれ同表の割合欄に定める割合とする。

2 略

（この規則により難しい場合の措置）

第3条 略

別表（第2条関係）

ア 公安職給料表

職務の級	号給	割合
4 級	略	
	120号給	10,000分の9,659

29号給	10,000分の9,380
30号給	10,000分の9,373
31号給	10,000分の9,369
32号給	10,000分の9,362

イ 略

ウ 教育職給料表(2)

職務の級	号給	割合
略		
特2級	略	
	13号給	10,000分の9,664
3級	1号給	10,000分の9,437
	2号給	10,000分の9,409
	3号給	10,000分の9,377

エ~カ 略

キ 医療職給料表(3)

職務の級	号給	割合
3級	略	
	101号給	10,000分の9,652
6級	1号給	10,000分の9,375

ク 海事職給料表

職務の級	号給	割合
5級	50号給	10,000分の9,362
	51号給	10,000分の9,363
	52号給	10,000分の9,361

--	--	--

イ 略

ウ 教育職給料表(2)

職務の級	号給	割合
略		
特2級	略	
	13号給	10,000分の9,664

エ~カ 略

キ 医療職給料表(3)

職務の級	号給	割合
3級	略	
	101号給	10,000分の9,652

附 則

この規則は、平成22年1月1日から施行する。